

薬生発0206第2号
令和5年2月6日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

令和5年1月31日付けで発出した薬生発0131第1号の一部訂正について

標記通知について、その別添1及び別添2の一部に誤りがございましたので、別紙の通り訂正します。

つきましては、上記通知の別添1及び別添2を、別紙の通りに訂正した本通知の別添1及び別添2と差換えていただき、貴管下関係事業者、関係団体等に対し周知徹底を図るようお願いいたします。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会長、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会会長、欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会委員長及び医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしていることを申し添えます。



(誤)

2020		器 12	理学診療用器具	その他の治療用又は手術用機器	71116002	手術用ロボット 手術補助ユニット	組織の把持、内視鏡の保持等の通常手術時の補助的な操作を行う支援装置をいう。直視下あるいは内視鏡下の手術で使用されるが、組織の縫合、剥離、切断等の直接的な処置は行わない。制御システムはコンピュータ技術に基づいており、通常、術者用コンソール、器具操作用のツールアーム等の一連のシステムから構成される。	II	9	該当	非該当		
------	--	------	---------	----------------	----------	---------------------	--	----	---	----	-----	--	--

(正)

2020		器 12	理学診療用器具	その他の治療用又は手術用機器	71116002	手術用ロボット 手術補助ユニット	組織の把持、内視鏡の保持等の通常手術時の補助的な操作を行う支援装置をいう。直視下あるいは内視鏡下の手術で使用されるが、組織の縫合、剥離、切断等の直接的な処置は行わない。制御システムはコンピュータ技術に基づいており、通常、術者用コンソール、器具操作用のツールアーム等の一連のシステムから構成される。	II	9	該当	非該当		
------	--	------	---------	----------------	----------	---------------------	--	----	---	----	-----	--	--

(参考)

1	2	3	特定保守告示別表	設置管理告示別表	類別コード	類別名称	中分類名	コード	一般的名称	一般的名称定義	クラス分類	GHTF ルール	特定保守	設置管理	旧一般的名称コード	旧一般的名称	旧クラス分類	旧修理種別
	1	2	3	特定保守告示別表	設置管理告示別表	類別コード	類別名称	中分類名	コード	一般的名称	一般的名称定義	クラス分類	GHTF ルール	特定保守	設置管理	旧一般的名称コード	旧一般的名称	旧クラス分類

(誤)

1223			医 04	整形用品	その他の家庭用医療用機器	71120002	家庭用眼瞼用温熱パック	発熱する特殊な化学物質等を内蔵したもので、活性化することにより発熱したものを目の周囲の皮膚に当てること、目のかわき、目の疲れ等の症状を緩和する単回使用のパックをいう。本品は、家庭において使用される。	II	-	-			
------	--	--	------	------	--------------	----------	-------------	---	----	---	---	--	--	--

(正)

			医 04	整形用品	その他の家庭用医療用機器	71120002	家庭用眼瞼用温熱パック	発熱する特殊な化学物質等を内蔵したもので、活性化することにより発熱したものを目の周囲の皮膚に当てること、目のかわき、目の疲れ等の症状を緩和する単回使用のパックをいう。本品は、家庭において使用される。	II	-	-			
--	--	--	------	------	--------------	----------	-------------	---	----	---	---	--	--	--

(誤)

		1245	器 25	医療用鏡	その他の画像診断用装置システム	71121001	デジタル画像表示光学顕微鏡	プレパラート標本を光学的に拡大し、デジタル画像として表示してリアルタイムでの観察・診断に用いられるものをいう。遠隔地へ画像を転送する機能をもつものもある。	I	12	該当	非該当		
--	--	------	------	------	-----------------	----------	---------------	---	---	----	----	-----	--	--

(正)

		1222	器 25	医療用鏡	その他の画像診断用装置システム	71121001	デジタル画像表示光学顕微鏡	プレパラート標本を光学的に拡大し、デジタル画像として表示してリアルタイムでの観察・診断に用いられるものをいう。遠隔地へ画像を転送する機能をもつものもある。	I	12	該当	非該当		
--	--	------	------	------	-----------------	----------	---------------	---	---	----	----	-----	--	--

(参考)

クラス分類告示別表	特定保守告示別表		設置管理告示別表	類別コード	類別名称	中分類名	コード	一般的名称	一般的名称定義	クラス分類	GHTRルール	特定保守	設置管理	旧一般的名称コード	旧クラス分類	旧修理種別
	1	2														
									一般的名称定義							

単回使用臓器固定用圧子の項の次に次のように加える

2022	器 42	医療用剥離子起子、剥離子及びピン	71118002	再製造単回使用臓器固定用圧子	処置又は検査において、臓器を原位置に固定又は維持するために用いる器具をいう。本品は再製造単回使用医療機器である。	II	6	—		
------	------	------------------	----------	----------------	--	----	---	---	--	--

イントロデューサ針の項の次に次のように加える

2023	器 51	医療用嘴管及び液体誘導管及びビークター	71119002	単回使用内視鏡用イントロデューサ針	内視鏡下で、ガイドワイヤの配置に用いる細長い鋭利な器具をいう。造影剤等の送液を行えるものもある。本品は単回使用である。	II	6	—		
------	------	---------------------	----------	-------------------	---	----	---	---	--	--

家庭用遠赤外線血行促進用衣の項の次に次のように加える

2024	医 04	整形用品	その他	家庭用眼瞼用温熱パック	発熱する特殊な化学物質等を内蔵したもので、活性化することにより発熱したものを目の周囲の皮膚に当てることで、目のかわき、目の疲れ等の症状を緩和する単回使用のパックをいう。本品は、家庭において使用される。	II	—	—		
------	------	------	-----	-------------	--	----	---	---	--	--

病理ホルスライド画像保存表示装置の項の次に次のように加える

1222	器 25	医療用鏡	その他の画像診断用装置システム	デジタル画像表示光学顕微鏡	プレパラート標本を光学的に拡大し、デジタル画像として表示してリアルタイムでの観察・診断に用いられるものをいう。遠隔地へ画像を転送する機能をもつものもある。	I	12	該当	非該当	
------	------	------	-----------------	---------------	---	---	----	----	-----	--

(参考)

クラス分類告示別表	特定保守告示別表	設置管理告示別表	類別コード	類別名称	中分類名	コード	一般的名称	一般的名称定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	設置管理	旧一般的名称コード	旧クラス分類	旧修理種別
							一般的名称	一般的名称定義							

鼻用洗浄器の項の次に次のように加える

			器 55	医療用洗浄器	その他の家庭用医療機器	71122001	家庭用鼻腔洗浄器	I	2/ 5-①	-				
		1223						家庭において鼻腔内を洗浄するために用いる、手動式の器具をいう。通常、ノズルとボトルから構成される。ボトルにはあらかじめ精製水又は精製水に微量の香料、防腐剤、等張化剤等を含有した洗浄液が充填されている場合もある。ノズルより洗浄液を鼻腔内に注入すること、物理的な噴出水流により、鼻漏や外部からの異物等を除去する。あらかじめ充填した洗浄液の成分による何らかの効果を期待させるもの等は除く。本品は家庭において使用される。						

(参考)

クラス分類告示別表	特定保守告示別表		設置管理告示別表	類別コード	類別名称	中分類名	コード	一般的名称	一般的名称定義	クラス分類	GHTRルール	特定保守	設置管理	旧一般的名称コード	旧一般的名称	旧クラス分類	旧修理種別
	1	2															

